

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標	3
2 施策展開の視点	3
3 施策展開の方向	4

第3章 犯罪被害者等の支援

1 基本目標	6
2 施策展開の視点	6
3 施策展開の方向	6

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備	8
(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	
(2) 犯罪被害者等の支援	
2 計画の具体化	9
(1) アクションプランによる具体化	
(2) 犯罪のない安心・安全なまちづくり事業の進め方	

参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿	10
2 検討経過	10
3 犯罪情勢	11

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

▷背景1 条例制定とそれ以降の取組経過

犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」（平成16年条例第42号、以下「条例」という。）が制定されました。

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、この条例に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に5カ年計画として策定したものです。

さらに、この計画を具体化するため、アクションプランを策定し、取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢の変化に対応し、新たに5年間の計画を策定するものです。

▷背景2 犯罪等に関する社会情勢の変化

①犯罪等の情勢

京都府における刑法犯の認知件数は、平成14年(65,082件)をピークとして減少傾向にあり、平成21年には44,538件まで減少しました。しかしながら、犯罪が急増した平成8年前と比べると未だに高い水準にあり、また、人口当たりの刑法犯認知件数も、都道府県別にみると一時より順位は低下したものの高い水準（平成21年で全国ワースト4位）にあり、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

特に少年非行については、検挙人員は徐々に減少していますが、平成21年中に刑法犯で検挙した少年の人口比が千人中18.8人で全国ワースト1位、再犯者率35.7%で全国ワースト7位と非常に憂慮すべき状況にあります。

さらに、全国的に子どもや女性が被害者となる痛ましい事件が発生する中、子どもを対象とした声かけ事案は増加傾向にあり、社会に大きな不安を与えています。

②犯罪等をめぐる社会情勢

世界に比類のない経済発展を遂げたわが国は、快適な生活環境を実現した一方、都市環境の急激な変化や情報の氾濫などが、個人のライフスタイルや価値観に影響を与え、他人の迷惑を省みないなど社会的な規範意識が低下するとともに、家庭での親子間のコミュニケーションの減少や地域において近所づきあいが少なくなり他人へ無関心となるなど、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まっています。

この結果、家庭においては、しつけなどの養育力が低下するとともに、子どもを見守る地域としての力が弱くなるなど、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しています。また、犯罪を助長するような違法広告看板やチラシなどが、環境を悪化させている地域があります。

さらに、携帯電話等のITの急速な普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネット上での有害情報の氾濫や子どもがネット上の犯罪やいじめ等に巻き込まれるなど、大きな社会問題も引き起こしています。

一方で、近年の犯罪認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備など警察力の強化とともに、子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動の両輪によるものであり、地域の絆を再生する取組が、犯罪の起こりにくい社会の実

現に結びついているものと考えられます。

しかしながら、活発化した防犯ボランティア活動も、メンバーの高齢化や固定化、活動のマンネリ化や意欲の低下などの課題を抱える地域もあり、より多くの府民の参画により活動を広げていくことが新たな課題となっています。

▷背景3 京都府の特性

京都府には、多くの地域で、町内会組織など従来から培われてきたコミュニティが根付いているほか、大学も多く、学生による先駆的な防犯活動も行われています。平成19年度から始まった京都府地域力再生プロジェクトにより、多くの府民主体の活動が生まれてきたほか、平成21年度から開始された府民公募型安心・安全整備事業では、地域の安心・安全を自らの課題として捉え、行動する気運が高まりました。

一方、歴史的な神社仏閣が数多く、全国有数の観光客や、国際コンベンション都市として海外からも多くの訪問者があるため、安心・安全の確保が特に必要となります。学生などによる活動とともに、今後のコミュニティのあり方を意識しながら、活発な防犯活動を展開していくことが重要です。

また、犯罪被害者等の支援では、大学などにおいて被害者や臨床心理の研究が進んでいることから、先駆的な民間活動団体や被害者自助組織の活動があり、全国的にも注目すべきものとなっています。

▷背景4 犯罪被害者等の置かれた状況

様々な犯罪等の発生により犯罪被害も増大し、誰でも犯罪被害者等となる可能性が高まっています。これまで、警察や民間活動団体により支援が行われてきましたが、犯罪被害に対する社会の認知や理解は不足しており、経済や福祉をはじめとした様々な面で、犯罪被害者等への支援は不十分なものでした。

このような中で、平成16年12月に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が決定され、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではありません。

2 計画の位置付け

▷位置付け1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況などを踏まえつつ、府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等基本法や条例などに基づいて、府の状況に応じた施策が実施できるよう、条例第3条に基づいて計画を策定します。

▷位置付け2 京都府の上位計画との整合

平成23年以降の京都府の新たな基本計画となる「明日の京都」中期計画の中で、安心・安全なまちづくりに係る分野の実現に向けた重要な取組のひとつとして、その方向性を示すものです。

3 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

犯罪情勢等の社会状況に的確に対応して、必要に応じた見直しを行います。

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、府、市町村、府民が一体となって、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、平成27年までに刑法犯認知件数を、犯罪が急増した平成8年前の水準（3万件台半ば）まで抑止することを目指します。

2 施策展開の視点

▷視点1 地域住民等の参画と協働

犯罪を防止していくためには、警察の警戒・検挙活動を強力に推進することはもちろんですが、行政機関が地域住民の多様な活動を防犯の視点で支え、協働していく必要があります。地域住民においては、一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」との意識を持つとともに、地域の安全は地域で守るため、住民や事業者が地域の一員であることを自覚し、地域を守る活動に関わっていくことが必要です。特に、大学の多い京都では、大学・学生も地域社会の一員としての役割を果たしていくことが期待されています。

このためには、防犯意識の向上に向けた広報・啓発をはじめ、地域住民や事業者が活動を進めるための防犯情報を共有することが重要です。

▷視点2 人材確保と組織・団体間の情報共有、ネットワーク化

生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の防犯活動が活発に行われるためには、地域の防犯推進委員や少年補導委員などの防犯関係ボランティア、NPO等をはじめ、新たな防犯活動の担い手として、学生や、退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業OBなど、活動を主導し、協力していく人材の確保・育成が必要です。

また、それらの人々と行政が連携するとともに、組織・団体間の情報共有とネットワーク化や協働した取組が必要です。

▷視点3 地域性を踏まえた展開

地域の防犯活動を進めるに当たっては、都市部、都市近郊地域、農山漁村地域といった京都府の地域性ととも、学生や観光客等、多くの来訪者のあることなどを踏まえる必要があります。

また、地域で行われる防犯活動については、その主体や形態はさまざまであり、地域で培われてきた活動のノウハウなどを生かしながら、情報の交換などにより新たな取組も実施できるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

▷視点4 地域におけるコミュニティの強化

防犯については、犯罪の被害に遭わないようにするためだけではなく、犯罪を起こさないよう、コミュニティにおけるつながりを強めていく必要があります。そのため、日常の親子のふれあいやしつけなど基本的な養育を行う家庭が担う役割は非常に重要であるとともに、日頃の隣近所とのつきあいや行事等を通じた地域の絆も大切です。親子間のコミュニケーションをはじめ、子どもと地域の人々との交流などにより、個人、家族、地域のつながりを深めて、地域としての力を強めていくことが必要です。

▷視点5 美しい地域環境の創造

違法広告・看板やチラシの氾濫等により、地域環境が悪化している地域については、青

少年の非行をはじめ各種の犯罪を誘発・助長する面があることから、犯罪等が起りにくい安心・安全が目に見える美しい地域環境を創造していくために、関係機関、団体等が連携して対応する必要があります。

▷視点6 犯罪の対象になりやすい子どもや女性、高齢者等の安全の確保

犯罪被害に遭わないために、基本的には「自分の安全は自分で守る」ことが大切ですが、子どもや女性、高齢者等は、どうしても犯罪の対象になりやすいので、防犯活動の展開に当たっては、これらの人々の安全を確保していくことが重要であり、特別の配慮が必要です。

▷視点7 基本的人権への配慮

生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動を進めることは、とりもなおさず基本的人権を守ることとなりますが、同時に、その推進や防犯機器の設置等に際しては、人権への配慮が必要です。

▷視点8 総合的な行政の対応、市町村との連携

犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、行政機関が支え、協働していくことが不可欠です。

このため、警察の活動はもとより、関係行政機関が横断的、総合的な取組を行うことが重要であり、とりわけ、地域住民に身近な市町村の取組の促進と、そのための連携が必要です。

少年非行対策においては、街頭補導活動や関係機関の緊密な連携による非行少年の立ち直り支援のほか、幼少期から年齢を追って取り組まれている子育て支援施策との連携による、長期的な事前予防対策に取り組むことも重要です。

3 施策展開の方向

▶方向1 地域における防犯活動の推進

地域防犯の要である交番等を核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」を中心として、地域住民が行う多種多様な防犯活動を進めるリーダーの育成や人材の確保、関係団体のネットワーク形成、アドバイスや資材提供などの支援を通じて、地域の実状に応じた防犯活動が取り組まれるようにします。

また、犯罪等が起りにくい安心・安全が目に見える美しい地域環境を創造するなど、活動が府民全体の運動となるよう高めていきます。

▶方向2 子どもの安全の確保

犯罪の対象となりやすい子どもについて、「自分の安全は自分で守る」意識を身につけさせるとともに、通学路や遊び場等における見守り、防犯パトロールを自主的に行うボランティアの養成、「こども110番のいえ」などの緊急避難場所の拡充、また、地域で子どもに教え、守り育てることなどにより、地域が一体となって安全を確保します。

また、学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設における安全確保を促進します。

▶方向3 少年非行問題への対応

少年非行問題に府民一丸となって取り組むため、行政・教育・警察等の関係機関による対策会議を設置し、少年非行が多発する要因の分析、研究を進めるとともに、分析結果等を踏まえ、関係機関の連携による総合的な少年非行対策を推進します。

その中で、少年サポートセンターや家庭支援総合センターをはじめ関係機関等の連携を図りながら、家庭や地域における子育て支援を充実し、幼少期からの長期的な視点に立った非行防止対策を推進します。

また、地域・学校等の教育関係機関・警察の連携を緊密にして、繁華街等での街頭補導活動の強化やスクールサポーターの活動充実など少年非行の発生抑止に取り組むとともに、事業所等の協力も得ながら非行少年の立ち直りを支援します。

▶方向4 防犯のための情報共有等

防犯への取組の必要性が広く府民に理解されるよう、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報紙など多様な方法による広報・啓発をはじめ、防犯意識の向上と活動につながる防犯情報の共有を進めます。

また、府内における防犯活動が一層進むよう、府民の模範となる活動を展開している防犯関係ボランティア等の顕彰を行います。

さらに、GIS等を活用し、防犯などの「ヒヤリ・ハット」情報を府民から募る仕組みを構築し、地域自ら安全点検を行うなどシステムを活用した府民参加型の安心・安全なまちづくりを推進します。

▶方向5 施設等における防犯性の向上

都市の開発や衰退などに伴う地域環境の変化が、犯罪を誘発・助長する面のあることから、防犯性の高い都市施設の整備が必要です。そのため、防犯に配慮した道路、公園等の整備や防犯器具の普及を促進するとともに、大規模店舗等における防犯の取組を進めます。

▶方向6 交番・駐在所機能の充実・強化による地域防犯力の向上

地域における安心・安全の核となるよう、事件事故対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーションの設置などを通じ、警察と地域住民が協働しやすい体制を整備するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

▶方向7 警察の防犯活動強化、地域や行政機関と連携した地域防犯力の向上

街頭犯罪や侵入犯罪等の抑止、繁華街の安全確保、子どもの安全と青少年の健全育成のための警察活動を強化するとともに、警察と行政機関、防犯関係ボランティア等との連携を強化します。

第3章 犯罪被害者等の支援

1 基本目標

犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 施策展開の視点

▷視点1 総合的かつ継続的な支援

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、裁判等に関わるものから、生活、福祉や医療面での支援等多くの分野にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要となります。

▷視点2 地域のコミュニティによる支援

犯罪被害者等の支援については、民間活動団体やボランティアと連携・協力するとともに、社会が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、コミュニティで支援していく必要があります。

▷視点3 犯罪被害者等の尊厳の確保

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。

▷視点4 関係行政機関の役割分担と連携

国や府、市町村が適切な役割分担の下で、相互に連携・協力しながら、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていく必要があります。

3 施策展開の方向

▶方向1 犯罪等発生直後の支援活動の充実

犯罪等が発生した直後に被害者等に対して行う病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害などの身体犯被害者への初診料・診断書料等の公的負担制度の充実、被害直後の一時避難場所等の確保、カウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援を充実させます。

▶方向2 福祉、医療、生活面などの中・長期的な支援

京都府犯罪被害者サポートチームの活動を通じ、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進めるとともに、総合的な支援体制の構築、精神的被害からの早期回復支援、居住場所の確保、就労支援など犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期的なサポート体制の充実強化を行い、犯罪被害者等の目線に立って、福祉、医療、生活面などを総合的に支援します。

▶方向3 民間活動団体への支援、民間活動団体と連携した支援

（社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接支援等の活動に対する支援を行うとともに、民間活動団体等との連携により、迅速かつ的確な支援を行います。

▶方向4 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等に対する支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する府民理解の促進を図ります。

また、学校における生命の大切さ等に関する教育を推進し、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進します。

第4章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

①「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域における防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

②京都府による計画の推進

京都府では、この計画を全庁挙げて推進するため、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を進めていきます。

③市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供などを行います。

また、自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、連携・協力を行うとともに、子育て支援など様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進めます。

④「セーフコミュニティ」による推進

地域住民が主体となって取り組む地域防犯の推進については、安心・安全な地域づくりを総合的に進める「セーフコミュニティ」の取組とも連携を取りながら、推進体制を検討していきます。

⑤大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、連携を推進します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題など、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進していきます。

(2) 犯罪被害者等の支援

①「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

犯罪被害者等の支援については、京都府・京都府警察、京都市、関係行政機関・団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」が中心となって、支援が充実するよう機能の強化を進めます。

②京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

③市町村や関係機関との連携

京都府犯罪被害者サポートチームを中心に、犯罪被害者等の支援を行っている市町村や、民間活動団体をはじめとした関係団体等と連携していきます。

2 計画の具体化

(1) アクションプランによる具体化

計画の具体化に当たっては、計画に定める「施策展開の方向」を踏まえたアクションプランを策定して事業を推進します。また、年度毎の達成状況について点検を行い、必要に応じた施策の見直しなどを進めます。

(2) 犯罪のない安心・安全なまちづくり事業の進め方

犯罪のない安心・安全なまちづくりのための事業を推進するに当たっては、推進体制である「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」における方向付けの下で、各地域において、京都府をはじめとする関係機関・団体、ボランティア、NPO等が役割分担をしながら、協働して活動できるようにしていきます。

そのためには、地域団体に呼びかけていくことが大切であり、地域内の連携を図るためにも、最小単位である自治会や町内会、区などが主体となることが考えられますが、警察署長等が委嘱する防犯推進委員や、学校・PTA等が中心となることもあり、それぞれの団体が地域の実状に応じて行うことが必要です。

■参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学学長 (参与、委員長)
	谷口 知弘	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 (副委員長)
	白石 陽子	京都大学大学院医学研究科 安寧の都市ユニット特定研究員
地域防犯活動等関係者	奥井三喜男	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会会長
	中嶋 守	京都府少年補導連絡協議会副会長
	井内 邦典	亀岡市篠町 前自治会長
	友田 彰夫	総合防犯設備士、 特定非営利活動法人京都府防犯設備士協会副会長
	明致 親吾	CSRプラットフォーム京都代表
犯罪被害者等	岩城 順子	京都府犯罪被害者サポートチーム・コーディネーター、 社会福祉士
学校関係者	雄谷 正夫	京都市教育委員会事務局体育健康教育室子ども安全課長
行政関係者	樋掛 実喜雄	京都市文化市民局市民生活部地域づくり推進課担当課長
	人見 徹	亀岡市企画管理部企画政策課長

(敬称略)

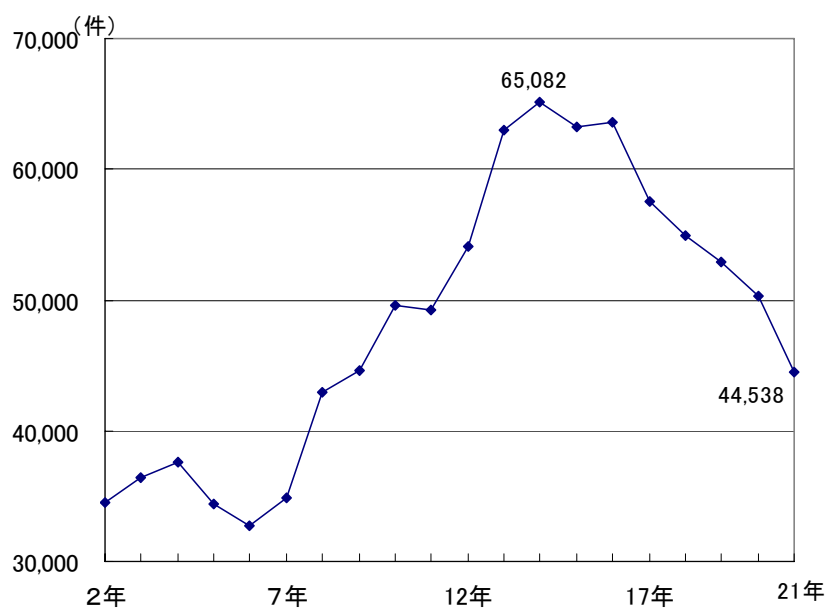
2 検討経過

	日 時	会 場	テ ー マ
第1回	8月 2日 10:00～	京都府公館	計画に基づく取組の現状と課題
第2回	8月11日 10:00～	京都府公館	計画改定の重点に対応した取組
第3回	8月30日 10:00～	京都府庁西別館	計画・アクションプラン中間案
第4回	11月 5日 10:00～	平安会館	計画・アクションプラン最終案

3 犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数の推移

区分	京都府				(参考)全国	
	刑法犯 認知件数	街頭犯罪 認知件数	人口千人 当たり刑法 犯認知件 数	全国 順位 (ワースト)	刑法犯認知 件数	人口千人 当たり刑法 犯認知件 数
2年	34,518	19,961	13.26	12	1,636,628	13.24
7年	34,925	21,697	13.28	15	1,782,944	14.20
8年	42,884	28,403	16.29	5	1,812,119	14.40
9年	44,636	29,651	16.93	6	1,899,564	15.05
10年	49,637	33,518	18.79	6	2,033,546	16.08
11年	49,176	32,544	18.60	7	2,165,626	17.09
12年	54,078	35,567	20.45	7	2,443,470	19.26
13年	63,051	41,526	23.83	6	2,735,612	21.49
14年	65,082	41,712	24.63	9	2,853,739	22.40
15年	63,291	37,654	23.96	8	2,790,136	21.87
16年	63,593	36,354	24.11	7	2,562,767	20.07
17年	57,586	31,817	21.75	4	2,269,293	17.76
18年	54,932	30,182	20.78	3	2,050,850	16.05
19年	52,960	28,484	20.10	2	1,908,836	14.94
20年	50,259	27,093	19.12	3	1,818,023	14.24
21年	44,538	23,922	16.99	4	1,703,044	13.36



刑法犯認知件数の推移

(2) 少年非行の状況

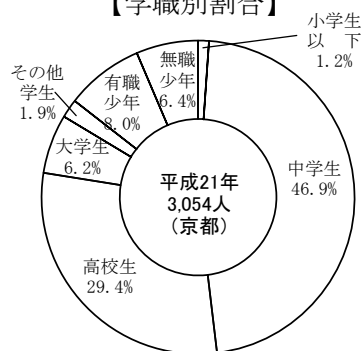
刑法犯少年、不良行為少年の推移

年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
刑法犯少年	3,782	4,111	4,002	3,660	3,683	3,834	3,753	3,772	2,919	3,054
不良行為少年	6,249	6,909	17,809	33,000	37,880	41,391	47,028	53,121	41,205	34,823
刑法犯少年 (全国)	152,813	158,721	162,252	165,943	155,038	144,234	131,604	121,128	108,534	108,311

刑法犯少年の検挙・補導状況（平成21年中）

区 分	小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その他 学 生	有職 少年	無職 少年	計	前年	増 減	
										人員	増減率%
総 数	38	1,432	897	189	59	245	194	3,054	2,919	135	4.6
凶 悪 犯		11	9			3	3	26	19	7	36.8
粗 暴 犯	3	99	56	4	2	37	29	230	294	▲ 64	▲ 21.8
窃 盗 犯	21	938	547	65	36	149	118	1,874	1,640	234	14.3
知 能 犯		19	5		1	4	7	36	13	23	176.9
風 俗 犯	2	1	3		1	1		8	9	▲ 1	▲ 11.1
その他の刑法犯	12	364	277	120	19	51	37	880	944	▲ 64	▲ 6.8
前 年	59	1,165	951	234	55	271	184	2,919			
増 人 員	▲ 21	267	▲ 54	▲ 45	4	▲ 26	10	135			
増 減 率 %	▲ 35.6	22.9	▲ 5.7	▲ 19.2	7.3	▲ 9.6	5.4	4.6			

【学職別割合】



刑法犯で検挙した少年の人口比及び再犯者率、暴力行為発生件数の推移

区分	平成19年			平成20年			平成21年		
	人口比	再犯者率	暴力行為発生件数	人口比	再犯者率	暴力行為発生件数	人口比	再犯者率	暴力行為発生件数
1位	京都 22.9	高知 39.0	香川 10.1	福岡 19.4	高知 42.6	神奈川 10.2	京都 18.8	沖縄 45.3	香川 10.7
2位	福岡 22.5	沖縄 36.0	高知 9.3	京都 17.6	沖縄 40.0	奈良 10.1	福岡 17.7	高知 40.6	神奈川 9.7
3位	兵庫 18.9	京都 35.8	神奈川 8.6	高知 16.9	京都 36.2	香川 9.9	高知 16.8	福岡 36.6	奈良 9.2
4位	大阪 17.5	徳島 35.8	京都 8.1	兵庫 16.0	埼玉 35.7	京都 9.2	兵庫 16.2	岡山 36.3	京都 9.1
5位	東京 16.7	香川 35.8	奈良 7.9	神奈川 16.0	愛媛 35.3	高知 7.8	東京 15.4	愛媛 36.1	岡山 8.4
全国	13.9	30.3	3.7	12.4	31.2	4.2	12.5	31.3	4.3

(注) 暴力行為発生件数は文部科学省発表数値 (年度)

人口比は少年人口千人当たりの割合

平成21年中に刑法犯で検挙した少年の再犯者率については35.7%で、全国ワースト7位

(3) 地域別（警察署別）の犯罪情勢

年別 署別	刑法犯認知件数							刑法犯少年検挙・補導人員				
	平成7年	14年	17年	18年	19年	20年	21年	17年	18年	19年	20年	21年
総数	34,925	65,082	57,586	54,932	52,960	50,259	44,538	3,834	3,753	3,772	2,919	3,054
川端	881	1,184	1,146	898	951	949	827	57	35	57	35	20
上京	—	—	—	—	1,213	1,531	1,366	—	—	65	73	70
東山	1,027	2,068	1,710	1,678	1,478	1,340	1,102	104	127	99	111	81
堀川	1,368	2,336	1,771	1,722	1,805	1,865	1,607	83	87	83	60	99
五条	2,163	2,848	3,051	2,952	3,374	3,095	2,797	158	174	152	80	61
七条	1,614	2,167	2,035	1,899	1,880	1,635	1,418	132	112	113	92	65
下鴨	1,260	3,464	2,761	2,721	2,802	2,434	2,237	145	156	139	74	96
伏見	3,076	5,794	5,478	5,302	5,260	4,817	4,322	258	321	412	321	297
山科	2,187	5,280	4,533	4,004	3,699	3,758	3,243	311	390	352	207	271
右京	1,437	3,800	3,386	3,934	3,338	3,623	3,600	339	302	361	304	235
南	1,726	3,277	2,987	2,868	3,012	2,562	2,309	181	158	206	100	207
北	—	—	—	—	1,798	2,321	2,152	—	—	82	109	136
西京	2,438	2,722	2,905	2,808	2,723	2,636	2,395	185	171	160	176	173
向日町	1,758	4,650	3,901	2,976	2,838	2,641	2,544	273	168	187	139	175
宇治	2,001	5,224	4,051	4,274	3,927	3,654	3,068	272	330	250	269	272
城陽	792	1,673	1,240	1,204	1,183	1,086	853	119	133	90	57	80
八幡	955	1,495	1,758	1,524	1,484	1,475	1,229	78	81	57	61	59
田辺	1,198	1,425	1,642	1,768	1,802	1,550	1,285	79	94	105	92	67
木津	705	2,080	1,750	1,612	1,676	1,570	1,296	93	87	157	92	114
亀岡	1,048	1,989	1,574	1,396	1,349	1,391	1,122	156	167	113	86	84
南丹	244	803	637	516	658	614	563	87	50	44	29	28
綾部	260	603	398	388	475	421	332	17	36	79	66	44
福知山	937	1,867	1,405	1,390	1,269	1,203	1,067	142	108	166	89	113
舞鶴	1,051	1,449	1,289	1,295	1,169	1,200	1,041	149	107	96	110	110
宮津	359	713	518	533	398	425	325	65	43	35	37	31
京丹後	377	730	656	550	473	463	438	68	81	53	50	66
中立売	1,420	1,660	1,343	1,236	259	—	—	106	67	17	—	—
西陣	1,446	2,481	1,664	1,778	360	—	—	70	80	11	—	—
上鴨	1,124	1,162	1,904	1,696	307	—	—	107	88	31	—	—
京北	73	138	93	10	—	—	—	—	—	—	—	—

主な管轄変更

※上京署：平成19年4月1日、西陣署を名称変更。中立売署を廃止。中立売署、堀川署が管轄していた上京区の地域を上京署の、中立売署が管轄していた中京区の地域を五条署の、西陣署が管轄していた中京区の地域を堀川署の管轄区域とした。管轄区域を「上京区」とした。

※北署：平成19年4月1日、上鴨署を名称変更。中立売署、西陣署、下鴨署が管轄していた北区の地域を北署の、上鴨署が管轄していた左京区の地域が下鴨署の管轄区域となる。管轄区域を「北区」とした。

※京北署：平成18年3月31日廃止。京北署が管轄していた右京区の地域を右京署の、南丹市の地域を南丹署の管轄区域とした。